

## 【VI. 航空従事者技能証明等の試験について】

### 1. 試験の概要

試験は、学科試験と実地試験からなり、学科試験に合格しなければ実地試験は受けられません。

学科試験は、原則として年6回行われ、実施資格、実施場所及び期日等はその都度官報で公示されます。また、学科試験は、科目合格制度が採られていますので、必ずしも1度に全科目について合格しなくても、最初一部の科目に合格してから1年以内に行われる試験を通じて、全体として全科目に合格すれば良いことになっています。(最初の試験は、必要な受験科目を全て受験しなければ科目合格にはなりません)。

実地試験は、毎月個別に行われ、航空従事者試験官が航空機に受験者と同乗して実際に飛行する等の方法により、受験者の技量をみて試験を行っています。

また、資格取得にあたっては、一定の年齢及び飛行経歴等が必要です。この要件は、航空従事者技能証明は実地試験を申請するまでに、運航管理者技能検定は学科試験を申請する前までに満たしておくことが必要です。

### 2. 学科試験

#### (1) 試験の実施

学科試験は、原則として年6回以下のとおり行われ、実施にあたっては、その都度、官報で公示されます。

実施時期	実施場所	実施資格等
5月期	東京、大阪	① 定期運送用操縦士(飛) ② 准定期運送用操縦士(飛) ③ 事業用操縦士(飛)、(回) ④ 航空英語能力証明 ⑤ 計器飛行証明
7月期 及び 3月期	東京、大阪、那覇	① 航空英語能力証明 ① 定期運送用操縦士 ② 准定期運送用操縦士 ③ 一等・二等航空士 ④ 航空機関士 ⑤ 一等航空整備士(飛) ⑥ 一等航空運航整備士(飛) ⑦ 航空工場整備士 ⑧ 運航管理者
	東京航空局管内(3か所) 千歳、岩沼、東京 大阪航空局管内(5か所) 名古屋、大阪、福岡、 宮崎、那覇	① 事業用操縦士 ② 自家用操縦士 ③ 航空通信士 ④ 一等航空整備士(回) ⑤ 二等航空整備士 ⑥ 一等航空運航整備士(回) ⑦ 二等航空運航整備士 ⑧ 学科試験を必要とする限定変更 ⑨ 操縦教育証明 ⑩ 計器飛行証明
9月期	東京、大阪	① 定期運送用操縦士(飛)※ ② 事業用操縦士(飛)、(回) ③ 航空英語能力証明 ④ 計器飛行証明 ⑤ 一等航空整備士(飛)
11月期	東京、大阪	① 定期運送用操縦士 ② 准定期運送用操縦士 ③ 事業用操縦士 ④ 自家用操縦士 ⑤ 一等・二等航空整備士 ⑥ 一等・二等航空運航整備士 ⑦ 学科試験を必要とする限定変更 ⑧ 航空英語能力証明 ⑨ 操縦教育証明 ⑩ 計器飛行証明
1月期	東京、大阪	① 定期運送用操縦士(飛)※ ② 事業用操縦士(飛)、(回) ③ 航空英語能力証明 ④ 計器飛行証明

(2) 学科試験申請書の受付機関

【千歳、岩沼、東京で受験する場合】

東京航空局保安部運航課検査乗員係

〒102-0074 東京都千代田区九段南1の1の15 九段第二合同庁舎

TEL03-5275-9321 (7912、7913)

【名古屋、大阪、福岡、宮崎、那覇で受験する場合】

大阪航空局保安部運航課検査乗員係

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前3の1の41 大手前合同庁舎

TEL06-6937-2781

(3) 参考情報 国家試験のご案内

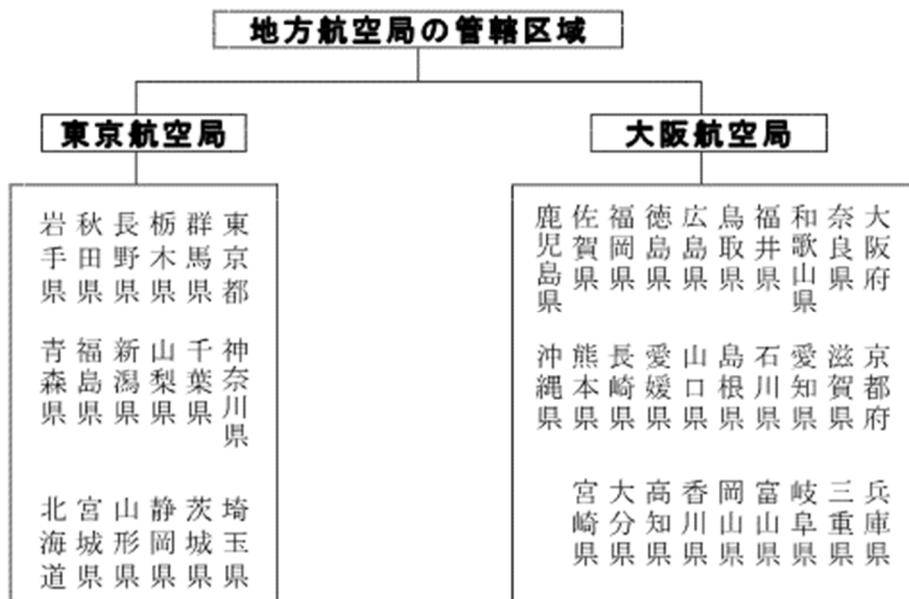
3-1. 実地試験（航空英語能力証明を除く）

(1) 試験の実施

実地試験は、学科試験合格者に対して、合格通知日から2年以内に受験者の受験希望日等を考慮して試験が実施されます。

受験者は、実地試験に使用する航空機、その他の機材等を準備し、資格取得に必要な年齢及び飛行経歴等を満たしたうえで、受験希望月の前月15日（開庁日必着）までに実地試験を管轄する受付機関に申請書を提出します。

(2) 実地試験申請書の受付機関



## 実地試験を行う管轄区分

### 本省

航空局安全部安全政策課  
〒100-8918 千代田区霞が関2の1の3  
☎03-5253-8111 内線50316

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| ○定期運送用操縦士   | ○一等航空整備士(飛)              |
| ○准定期運送用操縦士  | ○一等航空運航整備士(飛)            |
| ○一等航空士      | ○運航管理者                   |
| ○二等航空士      | ○限定変更                    |
| ○航空機関士      | [本省管轄資格]                 |
| ○航空英語能力証明   | ○限定変更                    |
| ○本邦外で行う実地試験 | [操縦士(飛)の資格で型式限定を必要とするもの] |

### 地方航空局

東京航空局保安部運航課  
〒102-0074 千代田区九段南1の1の15 九段第二合同庁舎  
☎03-5275-9321 内線7912・7913

大阪航空局保安部運航課  
〒540-8559 大阪府中央区大手前3の1の41 大手前合同庁舎  
☎06-6937-2781

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ○事業用操縦士      | ○二等航空運航整備士   |
| ○自家用操縦士      | ○航空工場整備士     |
| ○一等航空整備士     | ○計器飛行証明      |
| [本省に係るものを除く] | ○操縦教育証明      |
| ○二等航空整備士     | ○限定変更        |
| ○一等航空運航整備士   | [本省に係るものを除く] |
| [本省に係るものを除く] |              |

- ①：学科試験を受けた者  
(学科試験申込みを行った地方局(本省管轄を除く))
- ②：学科試験の免除者  
(実地試験を受ける地域を管轄する地方局(本省管轄を除く))

## 3-2. 実地試験(航空英語能力証明)

### 【お問い合わせ先】

航空局安全政策課航空英語証明係 内線 50115

### (1) 試験の実施

実地試験は、学科試験合格者に対して、合格通知日から2年以内に受験者の受験希望日等を考慮して試験が実施されます。

受験者は、当局HPにて受験日を確認し、受験希望月の前月15日(開庁日必着)までに申請書を提出します。

なお、他の実地試験と異なり、個室でのマンツーマンの対話型の試験となります。

### (2) 参考情報 国家試験のご案内

#### 4. 主な資格についての受験資格の概要

資格	年齢	飛行経歴その他の経歴
定期運送用操縦士 (飛行機)	21歳以上	<p>総飛行時間1500時間以上</p> <p>イ 100時間以上の野外飛行を含む250時間以上の機長としての飛行                      ロ 200時間以上の野外飛行                      ハ 100時間以上の夜間の飛行                      ニ 75時間以上の計器飛行</p>
定期運送用操縦士 (回転翼 航空機)	21歳以上	<p>総飛行時間1000時間以上</p> <p>イ 100時間以上の野外飛行を含む250時間以上の機長としての飛行                      ロ 200時間以上の野外飛行                      ハ 50時間以上の夜間の飛行                      ニ 30時間以上の計器飛行</p>
準定期運送用操縦士	18歳以上	<p>独立行政法人航空大学校又は指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む240時間以上の飛行訓練を受けたこと。</p> <p>一 次に掲げる飛行を含む35時間以上の飛行                      イ 10時間以上の単独飛行                      ロ 出発地点から270km以上の飛行で、中間において2回以上の生地着陸をするものを含む5時間以上の単独操縦による野外飛行                      ハ 夜間における離陸、着陸及び航法の実施を含む20時間以上の同乗教育飛行                      ニ 異常な姿勢からの回復を行う飛行                      三 夜間の飛行                      四 計器飛行</p>
事業用操縦士 (飛行機)	18歳以上	<p>総飛行時間200時間以上</p> <p>イ 100時間以上の機長としての飛行                      ロ 出発地点から540km以上の飛行で、中間において2回以上の生地着陸をするものを含む20時間以上の機長としての野外飛行                      ハ 機長としての5回以上の離陸及び着陸を含む5時間以上の夜間の飛行                      ニ 10時間以上の計器飛行</p>
事業用操縦士 (回転翼 航空機)	18歳以上	<p>総飛行時間150時間以上</p> <p>イ 35時間以上の機長としての飛行                      ロ 出発地点から300km以上の飛行で、中間において2回以上の生地着陸をするものを含む10時間以上の機長としての野外飛行                      ハ 機長としての5回以上の離陸及び着陸を含む5時間以上の夜間の飛行                      ニ 10時間以上の計器飛行                      ホ オートロテーションによる着陸</p>
自家用操縦士 (飛行機)	17歳以上	<p>総飛行時間40時間以上</p> <p>イ 10時間以上の単独飛行                      ロ 出発地点から270km以上の飛行で、中間において2回以上の生地着陸をするものを含む5時間以上の単独操縦による野外飛行                      ハ 夜間における離陸、着陸及び航法の実施を含む20時間以上の同乗教育飛行</p>
自家用操縦士 (回転翼 航空機)	17歳以上	<p>総飛行時間40時間以上</p> <p>イ 10時間以上の単独飛行                      ロ 出発地点から180km以上の飛行で、中間において2回以上の生地着陸をするものを含む5時間以上の単独操縦による野外飛行                      ハ 夜間における離陸、着陸及び航法の実施を含む20時間以上の同乗教育飛行                      ニ オートロテーションによる着陸</p>

一等航空整備士 (飛行機)	20歳以上	飛行機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること。 イ 特定飛行機普通N又は附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Tである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む四年以上の航空機の整備の経験 ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、特定飛行機普通N又は附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Tである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む二年以上の航空機の整備の経験
一等航空整備士 (回転翼 航空機)	20歳以上	回転翼航空機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること。 イ 附属書第一に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送TA級又は回転翼航空機輸送TB級である回転翼航空機についての六月以上の整備の経験を含む四年以上の航空機の整備の経験 ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、附属書第一に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送TA級又は回転翼航空機輸送TB級である回転翼航空機についての六月以上の整備の経験を含む二年以上の航空機の整備の経験
二等航空整備士	19歳以上	次に掲げるいずれかの経験を有すること。 イ 技能証明を受けようとする種類の航空機についての六月以上の整備の経験を含む三年以上の航空機の整備の経験 ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、技能証明を受けようとする種類の航空機についての六月以上の整備の経験を含む一年以上の航空機の整備の経験
一等航空運航整備士 (飛行機)	18歳以上	飛行機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること。 イ 特定飛行機普通N又は附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Tである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む二年以上の航空機の整備の経験 ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、特定飛行機普通N又は附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Tである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む一年以上の航空機の整備の経験
一等航空運航整備士 (回転翼 航空機)	18歳以上	回転翼航空機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること。 イ 附属書第一に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送TA級又は回転翼航空機輸送TB級である回転翼航空機についての六月以上の整備の経験を含む二年以上の航空機の整備の経験 ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、附属書第一に規定する耐空類別が回転翼航空機輸送TA級又は回転翼航空機輸送TB級である回転翼航空機についての六月以上の整備の経験を含む一年以上の航空機の整備の経験
二等航空運航整備士	18歳以上	次に掲げるいずれかの経験を有すること。 イ 技能証明を受けようとする種類の航空機についての六月以上の整備の経験を含む二年以上の航空機の整備の経験 ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、技能証明を受けようとする種類の航空機についての六月以上の整備の経験を含む一年以上の航空機の整備の経験
航空工場整備士	18歳以上	次に掲げるいずれかの経験を有すること。 イ 技能証明を受けようとする業務の種類について二年以上の整備及び改造の経験を有すること。 ロ 国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を修了した場合は、技能証明を受けようとする業務の種類について一年以上の整備及び改造の経験
計器飛行証明	17歳以上	一 証明を受けようとする航空機の種類による十時間以上の飛行を含む五十時間以上の機長としての野外飛行を行ったこと。 二 四十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（三十時間を限度とする。ただし、飛行訓練装置を国土交通大臣の指定する方式により操作した時間にあつては、二十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の計器飛行等の練習を行ったこと。
操縦教育証明	17歳以上	操縦者の資格（准定期運用操縦士の資格を除く。）に係る技能証明及び事業用操縦士の場合の経歴を有すること。